

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百九十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したため、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 三 朗

◇告示

土地配分計画の作成
肥料の検査結果

道路の位置の指定
公用水面の埋立の免許
土地立入りの許可

新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書の縦覧
牛の結核病検査等の実施

◇雑報

加工用甘しよの品質に関する等級区分の指定

土地	区分	地区名	所在地	予定入 口数	予定積 面	予定増 口数	予定反 面	予定団 口数	予定体 面	摘 要
(大 林ノ 峯)山	(工 区)	郡市	町村 大字	三	三、三五	一	反	一	反	既入植者追加 (三口)
		西伯	中山 下市							

鳥取県知事 石 破 二 朗

(六月分)

肥料の種類

保証票添付者

検査点数

うち不合格点数

備

考

過りん酸石灰

神島化学工業株式会社

三

〇

塩化加里

相互貿易株式会社

三

〇

第一種複合肥料

住友化学工業株式会社

三

〇

神島化学工業株式会社

九

〇

第一肥料株式会社

三

〇

日東化学工業株式会社

三

〇

帝国化工株式会社

三

〇

日物有機化成株式会社

三

〇

日産化学工業株式会社

三

〇

昭和電工株式会社

三

〇

味の素株式会社

六

〇

東京都有機肥料株式会社

三

〇

鳥取県経済農業協同組合連合会

三

〇

(七月八月分)

硫酸アンモニア

宇部興産株式会社

三

一

(アンモニア性窒素)

りん酸アンモニア

東洋高圧工業株式会社

三

〇

第一種複合肥料

鳥取県経済農業協同組合連合会

一五

〇

下北条農業協同組合

七

三

(アンモニア性窒素)

大栄町農業協同組合

三

〇

(九月分)

硫酸アンモニア

宇部興産株式会社

三

〇

第一種複合肥料

日産化学工業株式会社

六

〇

電気化学工業株式会社

三

〇

清和肥料工業株式会社

三

〇

帝国化工株式会社

三

〇

住友化学工業株式会社

三

〇

窒磷加肥料工業株式会社

六

〇

鳥取県経済農業協同組合連合会

九

〇

魚荒かす粉末

倉谷久

五

〇

鳥取県告示第五百九十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年十一月六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
道路の位置の指定場所
道路の幅員及び延長

申請人の住所氏名

鳥取市湯所町一丁目五四
一番地 小谷 裕子

鳥取市湯所町二丁目四二九番二

四三〇番二

四三一番二

四三一番四

四三一番五

四三二番

四三五番二

五七三番

幅員 四メートル

延長 一八九、一八メートル

昭和三十八年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の
規定に基づき、昭和三十八年十一月六日次のとおり公有
水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定によ
り告示する。

一 埋立の免許を受けた者

鳥取市東品治町一九番の五地

鳥取県共済農業協同組合連合会

会長理事 太 田 実太郎

二 埋立の場所及びその面積

東伯郡羽合町大字上浅津字宮の本二一番一地先の東郷
池水面一八九、九七平方メートル
(関係図面は土木部管理課に保管)

三 埋立の目的

防波のため

四 埋立工事の期間

昭和三十八年十一月 六日から
昭和三十八年十二月三十一日まで

鳥取県告示第五百九十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一
条第二項の規定に基づき、次のとおり土地立入りの許可
をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業の名称 鳥取県
二 事業の種類 日野川工業用水道事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市のうち八幡、福市観音寺、車尾、両三柳、福米、
河崎町、夜見町、富益町、和田町、大篠
津町、上後藤及び旗ヶ崎

境港市のうち佐斐神町、小篠津町、新屋町、高松町、
竹内町、福定町、中野町、上道町及び岬
町

西伯郡日吉津村

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十八年十一月 十二日から

昭和三十九年 三月三十一日まで

鳥取県告示第五百九十七号

昭和三十八年八月一日付けで下蚊屋土地改良区から申
請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道橋)事
業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八
条第三項において準用する同法第八条の規定により、次

のように土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供する。

昭和三十八年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十八年十一月十五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

日野郡江府町大字下蚊屋 下蚊屋土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十八号

昭和三十八年九月二十二日付けで西伯郡名和町から申請のあつた土地改良事業計画(手折農道橋改良)については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項に

において準用する同法第八条第四項の規定により次のように縦覧に供する。

昭和三十八年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年十一月十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯郡名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、

肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査、ブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及びこれと同一構内で飼育される鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

肝てつ検査……虫卵検査及び皮内反応

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

ひな白痢検査……急速凝集反応

別表 結核病及びブルセラ病検査

第 一 次	第 二 次	実施区域	実施場所
十一月二十五日	十一月二十八日	鳥取市	明治検診場
" 二十六日	" 二十九日	"	吉岡 "
" 二十七日	" 三十日	"	大郷 "
" 二十九日	十二月 二日	"	松保 "
" 三十日	" 三日	"	末恒 "

実施期日	実施区域	実施場所
十一月二十日	西伯郡淀江町	大和検診場
"	"	高山
"	名和町	上大山
二十一日	"	光徳
二十二日	"	陣構
二十八日	"	楽仙
二十九日	"	名和
肝てつ検査及び肝てつ駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
十一月十五日	日南町	河上、宮内、矢戸検診場
十六日	"	三栄、丸山、霞
十八日	"	福家、中野、太田
十九日	"	上阪、大坂、井原
二十日	"	笠木、茶屋、小濁
二十一日	"	熊増、佐々木谷、福万来
二十二日	"	新山、新屋、萩原

二十五日	"	下萩滑、多里
二十六日	"	折渡、下粟谷、印賀、宝谷
二十七日	"	中津合、中原、本山
二十八日	"	立岩、無坂、市場、原
二十九日	"	谷川、宗金、野田
三十日	"	上石見、山根、東の原、元庄屋
十二月三日	"	大原、下花口、上花口
四日	"	上阿毘縁、大普
五日	"	下阿毘縁、戸波、大原
ピロプラズマ病、結核病及びブルセラ病検査		
実施期日	実施区域	実施場所
十一月二十一日	日野郡日南町	新屋、萩原検診場
二十二日	"	下石見、上石見
二十五日	"	"
二十六日	"	下花口、上花口
三十日	"	笠木、茶屋

肝てつ検査及び肝てつ駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
十一月二十八日	西伯郡中山町	東積検診場
二十九日	"	樋口
三十日	"	下中山
十二月二日	"	高麗
三日	"	赤松
四日	"	"
五日	"	一谷
ひな白痢検査		
実施期日	実施区域	実施場所
十一月十八日	西伯郡大山町	各種鶏場巡回
十九日	中山町	"

昭和38年11月12日
鳥取県鳥取食糧事務所長 前田賢治

1等 農林1号、農林2号、農林3号及び岐阜1号
2等 農林5号、農林10号、農林14号、護国、高系14号、玉豊、中国9号、護国さざり及び沖繩100号

規格外 1等及び2等以外の品種並びに1箇当たりの重量110グラム以下のもの

雑報

農産物規格規程(昭和26年農林省告示第133号)第一の十九の(ロ)の附の二に基づき、加工用甘じよの品質に関する等級区分を次のとおり指定する。